富山県介護支援専門員の資格及び研修体系

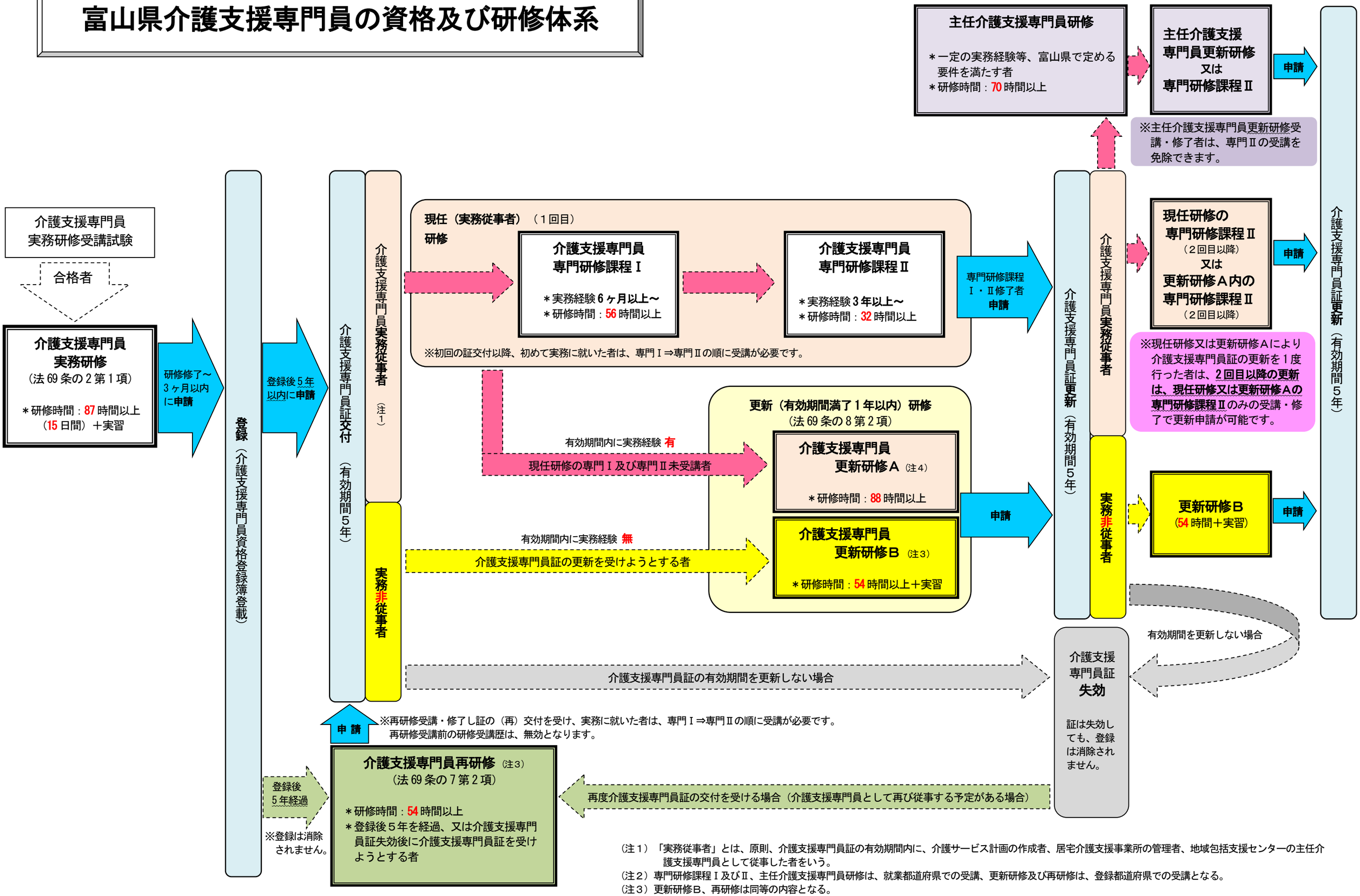

（注１）「実務従事者」とは、原則、介護支援専門員証の有効期間内に、介護サービス計画の作成者、居宅介護支援事業所の管理者、地域包括支援センターの主任介護支援専門員として従事した者をいう。
（注２）専門研修課程Ⅰ及びⅡ、主任介護支援専門員研修は、就業都道府県での受講、更新研修及び再研修は、登録都道府県での受講となる。
（注３）更新研修Ｂ、再研修は同等の内容となる。
（注４）専門研修課程Ⅰ及びⅡと更新研修Ａは同等の内容となる。